

川西市職員の懲戒処分等の公表について

「川西市職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき、令和2年3月30日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおり公表します。

記

1. 事案の概要

公用車を運転中に、自転車に乗る相手方に接触し、相手方を転倒させた。直ちに車から降り、相手方に声をかけたものの、相手方より大丈夫であるとの申し出があったため、病院への手配を行わず、公用車に常備している救急セットを用いて応急手当を行った。

事故に関しては、警察への連絡を行わず、また所属長への報告も行わなかった。

本事案は、相手方に大きなケガがなく、事故直後に相手方に声をかけ、応急手当を行ったとはいえ、公私を問わず交通法規等を厳格に遵守すべき地方公務員が、人身事故を起こし、その後の救護措置が適切かつ十分であるとはいえないものであった。

また、警察への通報や所属への報告を行わなかったことも併せ、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であると言わざるを得ず、当該職員の処分を下記のとおり決定した。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢・性別	処分日	処分内容
美化推進課	運転士	50歳・男性	R2.3.30	停職（15日）

3. その他の対応

所属	職名	年齢・性別	処分日	処分内容
市民環境部	副部長級	50歳代・男性	R2.3.30	文書による嚴重注意 （管理監督責任）
市民環境部	課長級	50歳代・男性	R2.3.30	文書による嚴重注意 （管理監督責任）

【問い合わせ先】
総務部職員課
電話 072-740-1142